

東京オリンピック・パラリンピック プロジェクト推進本部設置要綱

(設置)

第1条 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「大会」という。）の開催決定を受け、両大会の成功に関係都市等とともに連携・協力し、本市のスポーツ文化の振興、世界に向けた魅力発信などを通じて本市の発展を図るため、東京オリンピック・パラリンピック プロジェクト推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 大会の成功の実現に関すること。
- (2) スポーツ文化の普及・発展に関すること。
- (3) 多様性に対応した共生社会の実現に関すること。
- (4) 千葉市の魅力を高め、集客・宿泊の最大化に関すること。
- (5) 前各号に掲げるほか、大会に関連する施策の推進に関すること。

(組織及び会議)

第3条 本部は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 本部に本部長及び副本部長を置き、それぞれ市長、副市長をもって充てる。
- 3 本部は、本部長が招集し、会議を主宰する。
- 4 本部長は、必要に応じて、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第4条 本部を補佐するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、総合政策局総合政策部オリンピック・パラリンピック担当部長、市民局生活文化スポーツ部長、保健福祉局高齢障害部長、経済農政局経済部長及び関係部長をもって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、総合政策局総合政策部オリンピック・パラリンピック担当部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、会議を主宰する。
- 5 幹事会に出席すべき構成員は、事案の内容により幹事長が定める。
- 6 幹事長は、必要に応じて、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(分野別プロジェクトチーム)

第5条 幹事長は、必要に応じて幹事会に分野別プロジェクトチームを置くことができる。

- 2 分野別プロジェクトチームの構成員、所掌事務その他運営に関する事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第6条 本部（分野別プロジェクトチームを除く。）の庶務は、総合政策局総合政策部オリンピック・パラリンピック推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表

職名	役職
市長	本部長
副市長	副本部長
病院事業管理者	本部員
教育長	
総務局長	
総合政策局長	
財政局長	
市民局長	
保健福祉局長	
こども未来局長	
環境局長	
経済農政局長	
都市局長	
建設局長	
中央区長	
花見川区長	
稲毛区長	
若葉区長	
緑区長	
美浜区長	

消防局長	
会計管理者	
議会事務局長	